

① 基礎控除の見直し

□ 令和7年度 年末調整の変更点

合計所得金額に応じて、年末調整計算時の基礎控除額が改正されました。
令和7・8年分、令和9年分以後と金額が次のとおり変更となります。

以下 国税庁「令和7年度 年末調整のしおり」より一部抜粋

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		
				改正後 (注1)		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 (注2)		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

② 給与所得控除の見直し

□ 令和7年度 年末調整の変更点

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額(改正された範囲)】

以下 国税庁「令和7年度 年末調整のしおり」より一部抜粋

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収額表」が改正されました。

□ 令和7年度 年調Proでの変更点

処理年度2025年の「源泉所得税マスタ」の金額を更新いたしました。

源泉所得税マスタ(MST_008)

コマンド(C)ヘルプ(H)

給与所得控除後 算出所得税

以上	未満	控除後金額	控除率(%)	控除額
0	651,000	0	0.00	0
651,000	1,900,000	0	1.00	650,000
1,900,000	1,904,000	1,250,000	0.00	0
1,904,000	1,908,000	1,252,800	0.00	0
1,908,000	1,912,000	1,255,600	0.00	0
1,912,000	1,916,000	1,258,400	0.00	0
1,916,000	1,920,000	1,261,200	0.00	0
1,920,000	1,924,000	1,264,000	0.00	0
1,924,000	1,928,000	1,266,800	0.00	0
1,928,000	1,932,000	1,269,600	0.00	0
1,932,000	1,936,000	1,272,400	0.00	0
1,936,000	1,940,000	1,275,200	0.00	0
1,940,000	1,944,000	1,278,000	0.00	0
1,944,000	1,948,000	1,280,800	0.00	0
1,948,000	1,952,000	1,283,600	0.00	0
1,952,000	1,956,000	1,286,400	0.00	0
1,956,000	1,960,000	1,289,200	0.00	0
1,960,000	1,964,000	1,292,000	0.00	0

行挿入、行削除はマウスの右クリックを使用してください。

登録(F1)終了(F12)

③ 特定親族特別控除

□ 令和7年度 年末調整の変更点

“特定親族特別控除”が増設されました。

“特定親族”とは

→ 所得者と生計を一にする年齢19 歳以上23歳未満の、親合計所得金額が58 万円超123万円以下の人を言います。
特定扶養親族の合計所得金額が 58万を超えると、特定親族 となります。

※ 詳細は国税庁HPをご参照ください。

“特定親族特別控除額”について

→ 合計所得金額に応じて、給与所得者（隊員様）が受ける控除額が変わります。

以下 国税庁「令和7年度 年末調整のしおり」より一部抜粋

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))				特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下	(123 万円超 150 万円以下)			63 万円
85 万円超 90 万円以下	(150 万円超 155 万円以下)			61 万円
90 万円超 95 万円以下	(155 万円超 160 万円以下)			51 万円
95 万円超 100 万円以下	(160 万円超 165 万円以下)			41 万円
100 万円超 105 万円以下	(165 万円超 170 万円以下)			31 万円
105 万円超 110 万円以下	(170 万円超 175 万円以下)			21 万円
110 万円超 115 万円以下	(175 万円超 180 万円以下)			11 万円
115 万円超 120 万円以下	(180 万円超 185 万円以下)			6 万円
120 万円超 123 万円以下	(185 万円超 188 万円以下)			3 万円

□ 令和7年度 年調Proでの変更点

“特定親族特別控除”の計算に必要な項目が追加されました。

- ・年末調整控除項目設定マスタ
年末調整扶養控除 タブに “特定親族” 欄を追加し、人数を入力できるようになりました。

尚、年末調整扶養親族 タブで入力した親族の要件が “特定親族” となる場合、
「年末調整扶養控除タブに反映させる」ボタン押下時に自動で判断され人数にカウントされます。

年 2025 支店 01 本社 社員 100001 ビジゴン太郎

年末調整扶養控除 年末調整扶養親族 年末調整保険控除

主たる給与から控除を受ける

NO	区分	氏名	フリガナ	マイナンバー	続柄	元号	生年月日	控除対象配偶者 老人扶養配偶	住所2	所得の見積 (合計所得金額)
1	配偶者	ビジゴン花子	111	012345678910	4 平成	01/11/21	3 なし			580,000
2	1	ビジゴン次郎	222		01 子	4 平成	16/01/01	2 その他		700,000
3	2	ビジゴン三郎	333		04 祖父	3 昭和	20/01/01	2 その他		580,000
4	3									

※ ? は注意事項の記載があります、列名をダブルクリックで詳細を確認できます。

年末調整扶養控除 タブへ反映させる

コマンド(C) 編集(E) ヘルプ(H)

年 2025 支店 01 本社 社員 100001 ビジゴン太郎

年末調整扶養控除 年末調整扶養親族 年末調整保険控除

マイナンバー

特別徴収 ☐しない ☒する

年末調整 ☐しない ☒する

合計表提出 ☒しない ☐する

扶養控除申告書 ☐未提出 ☒提出

年少扶養親族 0 人

一般扶養親族 0 人

特定扶養親族 0 人

特定親族 1 人

- ・年末調整計算処理
画面上の変更は特にございません。

今まで通り年末要請の計算処理を行っていただくと、年末調整控除項目設定マスタにてカウントされた
“特定親族” の人数と合計所得金額に応じて、特定親族特別控除額が計算されます。

- 源泉徴収票
レイアウトが変更になりました。

①源泉控除対象配偶者の有無等		②配偶者(特別)控除の額		③控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)						④16歳未満扶養親族の数		⑤障害者の数(本人を除く。)		⑥非居住者である親族の数	
有	従有	老人		特 定 人	老 人	内 人	そ の 他 人	特 親 人	特 親 人	内 人	特 別 人	そ の 他 人	親 族 の 数	親 族 の 数	親 族 の 数
			千 円					1							
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
		千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円
		630	000		537	794									

- “ 特親 ”
- 特定親族をいいます。
対象の人数が印字されます。
- “ 特定親族特別控除の額 ”
- 特定親族特別控除が
印字されます。

④ 扶養親族等の所得要件の変更

扶養親族等の所得要件が次のとおりに改正されました。

以下 国税庁「令和7年度 年末調整のしおり」より一部抜粋

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1)	
	(収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

年末調整控除項目設定マスタ 「年末調整扶養親族」タブにて入力する**所得の見積金額**をもとに判断されます。
「ひとり親」、「勤労学生」の区分判断は年末調整控除項目設定マスタの「年末調整扶養控除」タブの本人欄にて判断されます。